

# こんなことが決まりました

6月定例議会は、6月12日から25日までの14日間の会期で開かれました。  
審議内容の主なものは以下のとおりです。

## 専決処分議案第32号

★国の法律改正に伴う松前町の税条例が一部改正になり、  
暮らしに係る税金及び規定が、大幅見直しされた。

### 主な改正の概要

|  |                                    |                          |
|--|------------------------------------|--------------------------|
| ・障がい者、未成年者、<br>寡婦及び寡夫に対する<br>非課税措置の所得用件<br>の引上げを行う規定 | ・製造たばこの区分とし<br>て「加熱式たばこ」の<br>規定を新設 | ・たばこ税の税率を次の<br>ように変更する規定 |
| 〔旧〕125万円   | 加熱式煙草の本数への<br>換算方法について             | 平成30年10月1日～              |
| ←  | 〔重量〕と「価格」を<br>紙巻たばこに換算する<br>方式に変更  | 平成30年10月1日～              |
| 〔新〕135万円   |                                    | 平成32年10月1日～              |
| 平成33年4月から施行  |                                    | 千本につき5692円               |
|  |                                    | 平成33年10月1日以後             |
|  |                                    | 千本につき6552円               |

## ★平成30年度6月補正予算

|      |          |    |
|------|----------|----|
| 一般会計 | 1億9621万円 | 増額 |
| 特別会計 | 4130万円   | 減額 |

報告3件、専決処分の承認2件、条例関係6件、予算関係6件、議決を求めるもの1件、合わせて18件の議案が提出されて即決を除き各常任委員会に付託された。

各委員会で十分な議論を経て、議決後、本会議で委員長報告の後、全会一致または賛成多数で可決した。

(詳細はP4～7に)

※松前町ホームページでも、補正予算の詳細を説明しています。

## 専決処分議案第33号

国民健康保険の財政運営を市町から県が行うようになったため改正

[改正内容]

- 課税限度額の引き上げ 基礎課税額 54万円 → 58万円
- 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の引上げ
- ＜5割軽減＞ (現行) 軽減基準額 = 基礎控除額 (33万円) + 27万円  
× (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)  
(改定後) 軽減基準額 = 基礎控除額 (33万円) + 27.5万円  
× (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
- ＜2割軽減＞ (現行) 軽減基準額 = 基礎控除額 (33万円) + 49万円  
× (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)  
(改定後) 軽減基準額 = 基礎控除額 (33万円) + 50万円  
× (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、  
5割軽減、2割軽減の基準の見直しを行った

以上の通り報告があり、議案32号ならびに33号の専決処分について、全員一致で承認をした。